

特記事項

(市庁舎本館・西館給排水配管外改修工事)
(今回工事では、番号○印の項目を適用する。)

- ① 関係官公署 工事受注者が責任と負担をもって行う。
への手続き
- ② 共通仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は全て以下の標準仕様書による。また、これ以外の標準仕様書等を準用する場合は、発注者との協議による。
 - ◆ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、同左（電気設備工事編）、同左（機械設備工事編）
 - ◆ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、同左（電気設備工事編）、同左（機械設備工事編）
 - ◆ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
 - ◆ 工事写真の撮り方

【最新版 国土交通省大臣官房庁営繕部監修】
- ③ 提出書類 施工管理における各種提出書類は、自社で作成するものとし、工事監理者の確認を得て発注者に提出するものとする。ただし、発注者の指定書式があるものはこれによる。
- ④ 施工計画
 - (1) 作業場・現場事務所・仮囲い等仮設物の設営は事前に仮設計画図・配置図等を作成し、工事監理者、発注者と協議のうえ設営すること。
 - (2) 確認通知書・設計図書・共通仕様書・工事打合簿・材料搬入簿等は、現場事務所に常備すること。
 - (3) 予め発注者と協議の上、議会スケジュール等を考慮した施設の運営に支障のない施工計画を作成し、発注者の承認を得て施工すること。
 - (4) 交通誘導員を適宜配置し、施設利用者等の安全を配慮すること。
 - (5) 工事関係車両は、過積載等に注意し、道路交通法を遵守すること。
 - (6) 契約後速やかに仮設計画書及び工程表を提出し、関係者との協議を実施すること。
- ⑤ 防火設備 仮設建物内には、消火器等の防火設備を常備すること。
- ⑥ 工程会議 工程会議は工事監理者を交え毎週1回程度開き、工程表に基づき遅延なく進行をはかること。
- ⑦ 設計内容の変更 諸官庁よりの指導、施工上の納まり、その他により設計内容を変更しようとするときは、工事監理者などと協議し、発注者の指示に従うこと。なお、軽微なものについて工事費の増減は行わない。
また、工事を遂行する為に必要な工事範囲内においての変更工事額については予定価格より算出する率を勘案して変更請負額を算出するものとする。
8. 変更確認申請 工事受注者に起因する変更確認申請提出の必要が生じたときは、申請書類の作成並びに手数料等全て工事受注者の負担とする。
- ⑨ 産業廃棄物 産業廃棄物は、工事監理者と協議のうえ、諸法令を遵守し、適正な処理を行うこととする。特に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の趣旨を理解し、資源のリサイクルに努めるものとする。

10. 室内空気 建築基準法第28条の2（石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置）を理解し、次
汚染低減 の各号を遵守すること。

- （1）本工事に使用する資材のうち、内装仕上げ材等（ホルムアルデヒド発散建築材料）は、全て『F☆☆☆☆』を使用すること。
- （2）設計図中に記載する各室については、完了検査までに室内空気中の化学物質測定検査を実施し、報告書を提出すること。なお、測定する化学物質は、下記の6物質とし、指針値を下回ること。測定は、簡易法（測定バッチによる採取並びにガスクロマトグラフ法による分析方法）とする。

検査対象の化学物質	指針値（厚生労働省指針値）
ホルムアルデヒド	0.08ppm
トルエン	0.07ppm
キシレン	0.05ppm
エチルベンゼン	0.88ppm
スチレン	0.05ppm
アセトアルデヒド	0.03ppm

- （3）学校施設においては、学校保健法に基づく「学校環境衛生の基準」によること。

また、同法による臨時検査を実施すること。

検査問合せ先：（公財）日本学校保健会事務局 TEL. 03-3501-0968

11. 石綿含有 本工事に使用する建材については労働安全衛生法第55条及び労働安全衛生法施行令を遵守した建材を
製品使用 使用すること。
について

12. 建築物の（1）本工事に於いて解体・改修工事を行う場合は、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律に基
解体に伴 づく事前調査及び、事前措置を行うこと。
- う有害物（2）本工事に於いて特別管理産業廃棄物及びその他の有害物質等が廃棄物として発生した場合は、下記の法
質等の取 律を遵守し、適正な処理を行うこと。
- 扱につい 特別管理産業廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
て アスベストを含む廃棄物：労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
PCBを含む廃棄物：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
フロン：特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
特定家庭用機器再商品化法、地球温暖化対策の推進に関する法律
特定家電：特定家庭用機器再商品化法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- （3）（2）による処理が生じる場合は、速やかに工事監理者に連絡し、協議を行うこと。

13. 苦情等の（1）本工事に於いて発生する騒音、振動、粉塵等の防止には特に注意し、施工計画書を作成すること。また、
措置及び 損害を与える可能性のある家屋並びに附帯工作物等については、工事受注者の負担により、工事前に専
近隣対策 門業者による調査を実施すること。なお、工事完了後速やかに事後調査を行い、確認書並びに報告書を
について 工事監理者に提出すること。
- （2）工事受注者は、近隣住民の理解と協力を得られるよう誠意をもって努めなければならない。万一近隣住

民他から苦情の申し入れがあった場合は、速やかに工事監理者に連絡及び協議すること。また、損害が認められ請求のあった家屋または附帯工作物については、発注者の確認を受けて専門業者に調査を依頼すること。

- (3) 被害者に対する補償の窓口は、工事受注者とする。また、発注者及び工事受注者は宗像市工事契約約款第29条（第三者に及ぼした損害）の規定により、第三者の損害の補償をしなければならない。
- (4) 補償の時期は、本工事終了後行うものとする。但し次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
 - 1. 井戸の枯渇、水質汚濁等の被害に対して補償する場合。
 - 2. 工作物の倒壊等緊急を要する補償の場合。
- (5) 補償の方法は原則として金銭補償とし、補償金渡し切りとする。
- (6) 補償金の支払は、発注者負担分については発注者の請求書で払い、受注者分については領収証か、これに代わるものを発注者に提出するものとする。
- (7) 工事敷地内の仮設道路等構造物は、工事受注者が保守管理を徹底すること。
資材搬入等、本工事のための車両の通行等交通安全対策については、充分留意し、交通誘導員を配置すること。特に通学路は、万全の対策を講じ、資材の搬入の時間帯等は工事監理者と打合せを行うこと。
- (8) 工事車両進入路には、標識等を設置し徐行運転とすること。また、離合の際は、民間車両を優先させること。
- (9) 工事関係車両の道路駐車は禁止する。

14. 建設発生土の処分 (1) 処分地の選定後は「建設発生土処分地計画」を、施工後は「建設発生土処分地確認書」を発注者に提出するものとする。
について (2) 処分地までの運搬経路を発注者に報告すること。
(3) 特別な理由がない限り設計変更（増減）は行わないが、建設発生土の工事間利用のため発注者が処分地を指定することがある。この場合には処分費（運搬費を含む）を変更する。
(4) 搬出先の確認写真を発注者に提出すること。
(5) 「福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例」により土砂埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡を超える場合は、県知事許可が必要となるので、予め土砂埋立て許可等の確認をすること。
(6) その他関係法令を遵守すること。

15. 工事データの登録 請負金額が500万円以上の時は“CORINS または TECRIS データ”の登録をすること。
契 約 後 : 10日以内
工事完了後 : 10日以内
問 合 せ 先 : JACIC（日本建設情報総合センター）
九州地方センター tel. 092-411-3664

16. 工事関係提出書類一覧
- | | |
|----------------------|-------|
| ・ 建設業退職金共済掛金収納書 | 1 部 |
| ・ 実施工事工程表 | 3 部以下 |
| ・ 施工体制台帳 | 3 部以下 |
| ・ 再下請負通知書 | 3 部以下 |
| ・ 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 | 3 部以下 |
| ・ 仮設計画書 | 3 部以下 |
| ・ 施工計画書 | 2 部以下 |
| ・ 設計図 | 2 部以下 |
- 二つ折製本 A1サイズ

	〃	A 3 サイズ	2 部以下
・	施工図（工事監理者が必要と認める施工図）		
	（提出した施工図は竣工時に二つ折製本 A 1 サイズを 2 部提出）		
・	設計変更理由書、変更図書、変更内訳書		2 部以下
・	材料及び材料製造業者決定確認願		2 部以下
・	主要材料搬入報告並び検査願		2 部以下
・	工事日報及び工事打合せ議事録		2 部以下
・	各種試験結果報告書（特定化学物質室内測定報告書を含む）		2 部以下
・	工事状況報告書（月報）		3 部以下
・	手直し調書、手直し完了報告書		2 部以下
・	竣工引渡し書類一式		2 部以下
・	竣工図（データ化 CD を含む）		
		二つ折製本 A 1 サイズ	2 部以下
	〃	A 3 サイズ	2 部以下
・	竣工写真	工事監理者と協議の上決定する	
・	完成図（竣工図以外の承認図等一式）		2 部以下
・	工事写真	工事監理者と協議の上決定する	
・	屋外整備工事実測報告書		2 部以下
・	その他工事監理者及び発注者が必要とする図書		2 部以下

※上記書類の提出時期、部数並びに内容は、工事監理者及び発注者と事前協議の上決定すること。